

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社グループは、総力を結集し、新たな課題に積極的にチャレンジし進化していく研究開発型企業として、企業価値・株主価値の向上に努めております。

また、社会的な責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、経営の透明性・健全性の向上とコンプライアンスの徹底に取組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

#### 【原則3－1. 情報開示の充実】

(i) 当社は、基本理念として「好奇心 そして行動」、経営理念として「世界の人々の健康と豊かな生活文化に貢献します」、経営戦略として以下に示す6項目を有価証券報告書に記載しております。

1. 市場の変化に対応、2. グローバル化、3. 品質管理、4. 環境対応、5. 人材育成、6. 業務改善

中期経営計画は、あくまでも社内の営業目標値として3事業年度分を策定しておりますが、対外公表は当該事業年度分に留めております。

将来の経営環境の予測が極めて難しい当社の事業内容において、営業目標値を公表することが、株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせることを懸念しているためであります。

今後もこの方針を継続する予定でありますが、将来の経営環境を相応の精度で予想可能な状況と判断した場合には、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を公表したいと考えております。

(ii) 取締役の報酬等につきましては、社内規程等において決定に関する具体的な方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会にて十分に審議のうえ決議しております。

なお、報酬決定に関する具体的な方針の開示につきましては、検討することとしております。

#### 【補充原則4－1－2. 取締役会の役割・責務(1)】

中期経営計画につきましては、【原則3－1. 情報開示の充実】に記載のとおりであります。

#### 【補充原則4－1－3. 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画は重大な課題の一つと捉えております。

現時点では計画を明文化したものはありませんが、代表取締役社長が最高経営責任者に相応しい知識、経験、人格、能力を有する人材を育成し、取締役会において、十分に審議のうえ決議しております。

#### 【原則4－2. 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、取締役会で決議すべき事項について、十分に審議のうえ決定した内容について取締役がこれを執行しております。

現時点では、当社の取締役の報酬は、現金による固定報酬であり、業績連動型報酬は採用しておりません。

取締役の報酬につきましては、毎年定時株主総会後に開催する取締役会において、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に判断して、個別の報酬額を決議しております。

取締役は、営業目標値として策定した中期経営計画の達成に向け業務を遂行しております。

平成28年3月期(第100期)から、社外取締役を除く取締役の報酬の一部に単年業績連動型報酬を採用しております。

今後、中長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく、引き続き検討を進めてまいります。

#### 【補充原則4－2－1. 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役の報酬は、現金による固定報酬であり、自社株による報酬は現時点では採用しておりません。

今後、中長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく検討を進めてまいります。

#### 【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査役会設置会社として、常勤監査役1名と社外監査役2名が取締役の職務の執行を監視しております。

また、取締役会の監督機能を高めるため、現時点では、弁護士資格を有する社外取締役を1名選任しております。

当社は、当社の独立性基準を満たす社外監査役2名と社外取締役1名を選任することにより、コーポレートガバナンスは有効に機能していると判断しております。現時点では、社外取締役を2名以上選任することは考えておりません。

複数名の選任の必要性など今後の体制につきましては、必要に応じて判断してまいります。

#### 【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、経営者としての経験と実績、見識、人格、能力等を有し、且つ、心身ともに健康であると判断する者を代表取締役社長が候補者として指名し、取締役会に付議しております。

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスにつきましては、【補充原則4-11-1】に記載のとおりであります。

当社の監査役会は、財務会計に関する知見を有する常勤監査役1名と学校法人経営者1名及び公認会計士・税理士資格を有する社外監査役1名の合計3名で構成され、いずれも豊富な知識と経験を有しており、十分な体制であると判断しております。

平成28年3月に取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うためのアンケートを実施し、取締役会全体の実効性は十分確保されているものと認識しております。

## 【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の資本政策は、安定配当及び自己株式の取得を基本としており、ROE等の経営指標数値は定めておりません。

中期経営計画は、あくまでも社内の営業目標値として3事業年度分を策定しておりますが、対外公表は当該事業年度分に留めております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

### 【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

当社は、業務提携、取引の維持・強化を重視し、政策的に株式を保有しております。投資を担当する財務部門は、投資判断に必要な情報を収集し、財務部門担当取締役に報告しております。

取締役会は、財務部門担当取締役による調査・検討結果を基に、政策保有株式の取得及び継続保有または売却に関する意思決定を行うこととしております。

なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては、投資先の業績・財務状況を勘案し、取引の維持強化、金融取引の強化等投資目的等が担保されることを前提として、財務部門担当取締役が判断しております。

### 【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、重要な関連当事者間取引につきましては、事前に取締役会でその必要性、取引条件等を十分に審議し、承認した場合に限り実施しております。

また、取締役との利益相反取引等につきましては、会社法第356条及び同法第365条の規定に則り、取締役会での事前承認及び事後報告を行うことを取締役会規程に定めております。

なお、関連当事者間取引につきましては、有価証券報告書の【関連当事者情報】に記載しております。

### 【原則3－1. 情報開示の充実】

(i)【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【原則3－1. 情報開示の充実】(i)に記載のとおりであります。

(ii)コーポレートガバナンスの基本方針を、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書の【コーポレート・ガバナンスの状況等】に記載しております。

(iii)コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】【原則3－1. 情報開示の充実】(iii)に記載のとおりであります。

(iv)取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、明文化しておらず、代表取締役社長が候補者案を取締役会に提案し、取締役会において十分に審議のうえ決議しております。

また、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことを条件とした【独立性を確保するための社外役員(取締役及び監査役)の選任基準】を決議し、この基準の範囲に適合する社外役員を選任しております。

(v)取締役会は、各人の経歴と実績、見識、人格、能力を総合的に勘案し、取締役または監査役としての職務を適切に遂行できると判断した人物を取締役候補者または監査役候補者として決議しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の各候補者につきましては、当該理由を株主総会招集通知に記載しております。

### 【補充原則4－1－1. 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、1. 株主総会に関する事項、2. 取締役に関する事項、3. 財務に関する事項、4. 株式及び社債に関する事項、5. その他の重要な業務に関する事項 を審議・決議する権限を「取締役会規程」に定めております。

また、重要な業務執行に該当しないものに関しては、「組織及び職務権限規程」等に基づき取締役等が決裁しております。

### 【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

### 【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び名古屋証券取引所が定める基準をもとに、【独立性を確保するための社外役員(取締役及び監査役)の選任基準】を定めております。

社外取締役の所属する弁護士事務所の方針により、名古屋証券取引所が定める独立役員としては指定しておりませんが、当社の定める【独立性を確保するための社外役員(取締役及び監査役)の選任基準】を充足しており、独立性を確保しております。

【独立性を確保するための社外役員(取締役及び監査役)の選任基準】につきましては、当社ホームページに開示しております。

### 【補充原則4－11－1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、定款第21条で取締役の員数を20名以内と定めております。

当社の取締役会は、食品事業の研究開発・営業・製造・品質管理、及び財務・人事・総務等の各分野、部門に関する豊富な知識と経験を有する取締役8名と弁護士資格を有する社外取締役1名の合計9名で構成されており、現時点の当社の売上規模や管掌、担当の役割から十分な体制であると判断しております。

取締役の員数につきましては、今後の事業展開や事業規模の拡大等に応じて、適宜見直すこととしております。

取締役候補の指名につきましては、経歴と実績、見識、人格、能力等を有し、且つ、心身ともに健康であると判断する者を代表取締役社長が候補者として取締役会に提案し、取締役会で十分に審議のうえ決議しております。

### 【補充原則4－11－2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役及び監査役の兼務の状況につきましては、定時株主総会招集通知、有価証券報告書等に記載しております。

取締役及び監査役の兼務は何れも合理的な範囲であり、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力は十分確保しているものと認識しております。

### 【補充原則4－11－3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

平成28年3月に取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うためのアンケートを実施し、取締役会全体の実効性は十分確保されているものと認識しております。

### 【補充原則4－14－2. 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役及び監査役の就任に際し、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、求められるその役割と責務を十分に理解するための詳細な資料や機会の提供に努めております。

取締役及び監査役は、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を実効的に果たすため、知識の習得や情報を収集することを目的として、自らの判断により積極的に研鑽に努めています。

また、必要に応じて、外部団体に加入する他、外部の研修機関による研修、他社との情報交換会、異業種交流会等にも積極的に参加し、更なる知識の習得や情報の収集に努めています。

なお、当該費用につきましては事業年度毎に予算を設けており、その他適正と認められる費用につきましては会社が負担しております。

#### 【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家等との対話は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきであると認識しております。

個別の株主及び投資家からの実際の対話の申込みに対しては、原則としてIR担当取締役が対応することとしておりますが、相当と認める合理的な範囲及び方法により、総務担当部門や財務部門等が対応する場合があります。

株主及び投資家との建設的な対話の機会の設定につきましては、現時点では、名古屋証券取引所が開催するIRエキスポへの出展のみに留めており、当社単独による決算説明会や会社説明会等は特に設定しておりません。

現時点の体制として、株主及び投資家等との対話において把握した意見や懸念につきましては、IR担当取締役がその内容や重要性を勘案し、代表取締役社長をはじめとする他の取締役や取締役会に対し報告し、速やかに反映することとしております。

なお、株主及び投資家等の対話の際には、IR担当取締役及びIR活動に関連する部門において提供する情報の範囲を定め共有することにより、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

今後は、IR担当取締役と総務担当部門を中心とするIR体制をより強化し、当社の経営戦略等を株主及び投資家等が理解することができるよう、新たな対話の機会の設定を検討することといたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%未満

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長陽物産有限会社	2,283,000	9.70
向陽興産株式会社	979,950	4.16
有限会社和向	760,000	3.23
太陽化学取引先持株会	748,600	3.18
株式会社百五銀行	737,800	3.13
株式会社三重銀行	715,000	3.04
太陽化学取引先持株会	712,071	3.02
有限会社コーネン	600,000	2.55
太陽化学従業員持株会	530,984	2.25
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	516,400	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無 [更新](#)

——

親会社の有無 [更新](#)

なし

### 補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 [更新](#)

名古屋 第二部

決算期 [更新](#)

3月

業種 [更新](#)

食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 [更新](#)

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 [更新](#)

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 [更新](#)

10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <a href="#">更新</a>	20 名
定款上の取締役の任期 <a href="#">更新</a>	1 年
取締役会の議長 <a href="#">更新</a>	社長
取締役の人数 <a href="#">更新</a>	9 名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
久保田修平	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保田修平		該当事項なし	久保田修平氏は、弁護士の資格を有しております。法律に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の観点をもって取締役の任務を果たしていただきたいためであります。企業経営を統治する充分な法律知識と見識を有しており、当社の取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、当社代表取締役社長山崎長宏及び当社代表取締役副社長山崎長徳の三親等以内の親族であります。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <a href="#">更新</a>	設置している
定款上の監査役の員数 <a href="#">更新</a>	5名
監査役の人数 <a href="#">更新</a>	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査役は、監査役会の定める監査の方針、監査計画等に基づき取締役会に出席しております。

監査役は、内部監査室から定期的に職務執行状況の報告を聴取し、また特定事項の調査については連携を図る等、監査の効率化を図っております。

監査役と会計監査人であります仰星監査法人との連携は、監査役が会計監査に立ち会い、金融商品取引法、会社法等に基づく会計監査報告を受けております。

監査役は、計算書類及び事業報告に関する精査を行う他、会計監査人及び代表取締役との意見交換を開催しております。

監査役と会計監査人は、監査の体制、計画及び監査の実施状況について、情報交換、意見交換を行っております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、内部監査の結果は代表取締役並びに監査役会に報告されております。

社外監査役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外監査役の人数 <a href="#">更新</a>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	1名

### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大橋 正行	その他													
渡邊誠人	公認会計士											○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 正行		――	大橋正行氏は、学校法人大橋学園グループの会長であります。企業経営に直接関与された経験はありませんが、長年にわたり同法人の経営に携わってこられた豊富な知識と経験を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
渡邊誠人	○		渡邊誠人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。会計、及び税務に関する専

渡邊誠人氏が所長を務める税理士法人ACTと当社は、顧問契約を締結しております。

門的な知識と幅広い経験を有し、企業経営を統治する充分な法律知識と見識を有しております。同氏が所長を務める税理士法人ACTと当社は、顧問契約を締結しております。当社が同氏に支払う報酬年額は、当社の定める独立性を確保するための社外役員の選任基準の範囲内であり、意思決定に影響を与えるものでないものと判断し、独立役員に指定するものであります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の役員報酬については、業績等を勘案し、その報酬額を決定しております。  
退任時には、在任中の労に報いるため退職慰労金制度により、退職慰労金を支払っております。  
今後、中長期業績を見据えた「業績運動型」に対応する報酬体系を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当事業年度における取締役に対する役員報酬等の総額は142,040千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

原則として毎月開催される取締役会の付議事案、報告事項等について、外部の視点による適切な監査、監視が履行されるよう、社外取締役、社外監査役に対し概要の事前説明と紙面や電子媒体による資料の配信を行い、意見交換並びに情報交換を行なっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、経営統治機関として株主総会、取締役会、監査役会のほか、経営審議会を設置しております。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む9名で構成されており、経営上の重要な意思決定を速やかに執行するとともに、各取締役の業務執行

状況の監督機関として、原則として毎月1回開催しております。

監査役会は、外部監査役2名を含め3名で構成されており、取締役の業務執行の適法性、妥当性の観点から監査を行なっており、監査役会は、原則として毎月1回開催しております。

経営審議会は、取締役、常勤監査役で構成されており、経営の意思決定の仕組みを明確にし、経営の透明性をより高めることを目的として経営戦略、中長期計画等を審議・決定する期間として随時開催しております。

代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を2名体制で設置しております。

2名は監査役スタッフを兼任しており、内部監査計画に基づき適法性、妥当性、効率性の観点から内部監査を実施しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [\[更新\]](#)

当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を有する取締役会に対し、社外取締役1名、監査役3名中2名を社外監査役とすることにより、経営への監督機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスの充実については、外部からの客観的、中立の経営監督機能が重要と考えており、社外取締役1名による監督、及び社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監督機能が十分に機能する体制が整っているため現状の体制としております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様に定時株主総会にご出席いただけるよう、開催集中(予想)日を回避して開催日を決定するよう努めております。
その他	当社へのご理解をより一層深めていただくことを目的として、定時株主総会の終了後に、工場見学会を開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況 [更新]

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="http://www.taiyokagaku.com/">http://www.taiyokagaku.com/</a> )において、決算短信・適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当取締役及び総務担当部門が担当しております。	
その他	名証IRエキスポに参加するなど、個人投資家等とのコミュニケーションに務めています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新]

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規範」に株主をはじめとするすべてのステークホルダーを大切なパートナーと考えることを規定し、グループ全体への浸透を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境を保守することが人類と企業の持続的発展のための重要な課題と捉え、自然との調和に配慮した企業活動を積極的に推進してまいります。当社独自の環境マネジメントシステムを基準とし、今後も引き続きエネルギーの省力化、廃棄物発生の抑制、リサイクルの推進に全社的に取り組んでまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、当該決議に基づく着実な運用を行い、体制の構築に努めております。

a 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社及び当社の子会社(当社グループという。以下同じ。)に所属する取締役、及び使用人(社員等という。以下同じ。)は、「好奇心そして行動」の基本理念のもと、倫理観と法令遵守の精神に基づき、社会的責任のある事業活動を行う。

ロ 社員等の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために企業・従業員行動規範、及びコンプライアンスに関連した社内規程、社内ルールを定め、周知徹底する。

ハ 当社グループのコンプライアンス体制を整備するため、全部門の社員等からなるコンプライアンス委員会を設置し、体制や施策の充実を図る。

ニ 当社グループの法令、企業倫理に関する相談や通報に対し、社内相談室規程に則り、社内の相談窓口として社内相談室、社外の窓口を当社顧問弁護士の法律事務所に設置し、必要に応じて調査と対応を図る。

ホ 内部監査室は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを定期的に監査し、当社グループの内部統制及び規律の状況を把握、評価する。

ヘ 当社グループは、市民生活の秩序や安全を脅かし、健全な企業活動を阻害する反社会的勢力による不当要求、犯罪行為に対して、毅然とした態度で臨む。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な職務の執行に係る文書等は、法令及び定款並びに社内規程等に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存、管理する。重要な情報は、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針と規定の定めにより適切に管理する。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 経営に重大な影響を与える可能性のある損失のリスクを事業リスクとして定め、これに備えてリスク管理及び危機管理規程の制定と本規程に基づくリスク管理委員会を設置し、リスクを管理統括する体制を確保する。

ロ リスク管理委員会の下部組織として、発生が想定される事業リスクの識別、分析、評価を行う個別の委員会を設置し、リスクの軽減等に取り組む。

ハ 内部監査室は、社内のモニタリング機関として、各委員会の活動状況を評価、及び監査し、リスク管理体制の有効性に関するレビュー結果を社長に報告し、重要な事項に関しては、取締役会等に報告する。

ニ 重大な危機が発生した場合は、そのレベルに応じて危機対策本部を設置し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 毎月1回以上開催する取締役会において、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務の執行が善管注意義務に則り行われていることを監視、監督する体制を確保する。

ロ 取締役会に準ずる重要な経営判断の機関として、取締役、常勤監査役をもって構成する経営審議会を隨時開催し、経営計画、予算等、重要且つ緊急を要する事項について審議、報告を行う。

ハ 原則として毎週第1営業日に、取締役、監査役、及び部門長が出席する定例報告会を開催し、各部門の業務の執行状況に関する課題の把握と解決のための協議、意思決定を効率的に行う。

ニ 原則として毎月1回、取締役、監査役、財務部門長、及び事業部門長が出席する財務報告会を開催し、変化の激しい経営環境に対して機敏に対応する。

e 子会社の業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連会社管理規程を定め、子会社に対し事業の経過、財産の状況、及びその他の重要な事項について、適宜適切に当社への報告を義務付ける。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社のリスク管理委員会は、子会社の危機管理体制を指導、監督する。

・子会社は、重大な危機が発生した場合は、当社と適切に連携し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社経営の適正、且つ効率的な運営に資するための規程を定める。

・当社は、子会社の指揮命令系統、権限、及び意思決定に関する体制、及び運用状況を監督する。

・子会社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定、報告、及び各取締役の業務の執行状況を監督する。

f 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

イ 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要あるときは何時でも内部監査室に所属する使用者に対し、監査役スタッフとして監査業務の補助を行うよう命令できる。

ロ 監査役の職務を補助すべき使用者は、その独立性を確保するため、取締役からの指揮命令を受けないものとする。当該使用者の人事異動や処遇については、監査役会の承認を得るものとする。

g 当社の監査役の前号の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ 監査役の職務を補助すべき使用者は、他部門の使用者を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

ロ 当社は、監査役監査規程において、監査役の職務を補助すべき使用者に関し、監査役の指揮命令に従うことを明記し、その実効性を確保する。

h 当社の監査役への報告に関する体制

イ 当社の社員等が監査役に報告するための体制

・当社の社員等は、監査役の要求に応じて、隨時その職務の執行状況その他に関して報告する。

・当社の社員等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、社員等の不正行為、法令及び定款の定めに対する違反行為等を発見したときは、監査役に報告する。

・公益通報の窓口である総務担当取締役は、公益通報の意義の認識に努め、通報の内容を適宜適切に監査役、又は監査役会に報告する。

ロ 子会社の取締役、監査役の業務を執行する社員、及び使用者、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社グループの社員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

・当社グループの社員等は、法令及び定款の定めに対する違反行為等、当社、又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見したときは、速やかに当社の監査役又は監査役会に報告する。

・当社の内部監査室等は、当社グループのコンプライアンス等の現状について定期的に当社の監査役に報告する。

・当社グループの内部通報制度の担当部門は内部監査室とし、当社グループの社員等からの内部通報の内容、及びその他の方法により当社の社員等になされた報告等について、適宜適切に当社の監査役、又は監査役会に報告する。

i 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底す

る。

□ 当社の社内相談室規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記する。

j 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ 当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、財務部門、総務部門等の関連部署において審議のうえ、当該費用に係る費用、又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用、又は債務を適切に処理する。

□ 当社は、監査役会が弁護士、公認会計士等の外部の専門家を監査のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

ハ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、事業年度毎に予算を設ける。

k その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われるための必要、且つ適切な情報等を適宜収集できるよう、監査役が出席する会議、閲覧する資料、取締役及び使用人が監査役及び監査役会に対し報告すべき事項等を定める規程を監査役会と協議のうえ制定する。

□ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部統制システムの基本方針の整備、及び内部監査部門の体制の充実、また、内部監査部門等、及び子会社の業務執行者と監査役との意思の疎通、情報交換等の実効的な連携等、監査役の円滑な監査活動の保証に関する事項の体制を整備する。また、代表取締役は、監査役及び監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」のa.へ に記載のとおり、反社会的勢力排除に向けた必要な対応を行なっております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

### 1) 基本方針

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。また、情報の開示に当たっては、正確で利用者にとって分かりやすい記述とするよう努めております。

### 2) 適時開示の基準

当社は、金融商品取引法及び名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づき情報を開示することとしております。

### 3) 情報取扱責任者及び適時開示担当部門

当社は、総務部門担当取締役を情報取扱責任者としております。

決算情報等は財務部門、決定事実・発生事実・その他の情報等は主に総務担当部門が担当しております。

### 4) 適時開示の方法・手順

情報取扱責任者は、公表すべき重要な事実の判断を行い、取締役会での審議、承認のうえで、名古屋証券取引所TD-net及び当社ホームページに開示しております。

### 5) 適時開示の時期・事案の種類

#### (1) 決定事実

当社及び当社子会社の業務執行を決定する機関が当該事項を行うことを決定したとき、または当該機関が当該決定(公表されたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したとき

#### (2) 発生事実

事実を確認したとき

#### (3) 決算情報等

決算・業績予想に関する数値を決定または修正したとき

#### (4) その他の情報等

事実を確認したとき

### 6) 沈黙期間

当社では、決算発表直前に株価に影響のある情報が誤って流出する可能性を排除するため、内部情報管理には徹底した社員教育を行なうとともに、外部からの取材等に際しては決算期末から決算発表までの期間を「沈黙期間」として決算に関する事象及び未開示の情報につきましてはコメントを控えております。

